

使用者、または家族の方は使用者心得を熟読の上、ご理解されたのちにお申し込みください

(目的)

世代を越えて時を越えてキリスト者として先にキリストのもとに帰った兄弟姉妹たちを見守っていくことのできる共同墓地を建立する。また、無縁と云う言葉をなくしキリストを通して縁を繋いだ教会共同体が分け隔てなく祈りの中でお守りする共同墓地とする。

(管理運営)

カトリック大阪大司教区南地区堺ブロック共同墓地運営委員会(以下、運営委員会と呼ぶ)が堺ブロック共同墓地の管理、運営を行なう。

質問や連絡先の変更がある場合、各小教区の運営委員(小教区の担当者)に申し出ること

(墓地の場所)

堺ブロック共同墓地は大阪市設南霊園内、カトリック大阪大司教区墓地内の8、9番を使用する。

(使用資格)

使用者は堺ブロックの小教区の信徒、その家族、または堺ブロック共同宣教司牧チームが認めた者に限る。

(使用料)

使用者から永代使用料としては徴収はいたしません。しかし、使用者家族からのお申し出がある場合にはお気持ちを小教区への献金としてお納めください。

(提出物)

埋蔵の際には、市町村区長発行の火・埋葬許可書または、改葬許可書と使用許可証を添えて教区埋蔵届を提出してください。

(遺骨の大きさ)

埋蔵できる遺骨は骨つぼ3寸(直径90mm高さ115mm)に入るまでとし、運営委員会で定めたものに移し埋蔵する

(埋蔵[共同埋蔵])

埋蔵の日取りには特に規定はありませんが、司祭と相談の上、埋蔵時には司祭が立ち会い、家族または信徒で埋蔵を行なう。

(返骨)

共同埋蔵のため一度埋蔵された遺骨はいかなる場合も返骨はいたしません。

(墓参)

墓参に際し次の事項に留意し、他に迷惑を及ぼさないように心掛けること

- (1) 共同墓地周辺の清掃は墓参された者が行なう
- (2) 墓前への供花等は放置せず持ち帰ること